



県章

山形県公報

令和3年4月2日(金)
第193号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……370
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……371
- 同……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……372
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日……………(文化振興・文化財活用課) ……同
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金……………(同) ……同
- 山形県資源管理方針の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……373
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………(同) ……同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………(同) ……同
- すけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………(同) ……374
- するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定…(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……375
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……376
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 山形県海浜公園の利用料金……………(空港港湾課) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……377

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……同

告 示

山形県告示第266号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

山形県告示第267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人もがみ福祉ネット 最上郡舟形町長沢字平石3826番地	スマッシュ長沢 最上郡舟形町長沢字平石3826番地	生 活 介 護	9名	令和 3. 4. 1

山形県告示第268号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人ヴォーチェ 南陽市郡山1054番地の10	まなびのへやバンビーナ南陽 南陽市郡山1054番地の10	放課後等デイサービス	10名	令和 3. 4. 1
社会福祉法人ヴォーチェ 南陽市郡山1054番地の10	まなびのへやバンビーナ南陽 南陽市郡山1054番地の10	児 童 発 達 支 援	10名	同

山形県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人ヴォーチェ 南陽市郡山1054番地の10	まなびのへやバンビーナ南陽 南陽市郡山1054番地の10	生 活 介 護	15名	令和 3. 4. 1

山形県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	訪問看護ステーション 澄花 鶴岡市西新斎町6番45号	訪 問 看 護	令和 3. 4. 1

山形県告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
ラポール合同会社	ラポール訪問看護ステーション 酒田市亀ヶ崎二丁目26番41号	訪 問 看 護	令和 3. 4. 1

山形県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	訪問看護ステーション 澄花 鶴岡市西新斎町6番45号	介護予防訪問看護	令和 3. 4. 1

山形県告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
ラポール合同会社	ラポール訪問看護ステーション 酒田市亀ヶ崎二丁目26番41号	介護予防訪問看護	令和 3. 4. 1

山形県告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
サードステージ株式会社	在宅支援サービス ゆたか 酒田市一番町1番地の17	訪 問 介 護	令和 3. 4. 30

山形県告示第275号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第5条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間
午前9時から午後4時30分まで
- 2 休館日
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（祝日法第2条に規定する憲法記念日、みどりの日、こどもの日及び文化の日を除く。）
 - (2) 月曜日（その日が祝日法第2条に規定するこどもの日又は文化の日であるときは、その翌日）
 - (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）
- 3 適用期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第276号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第7条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利用料金
個人	大学の学生及びこれに準ずる者	100円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	200円
団体 (20人以上のものに限る。)	大学の学生及びこれに準ずる者	1人につき 70円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	1人につき 150円

2 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第277号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第278号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第279号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第280号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、すけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第281号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日
令和3年3月23日

山形県告示第283号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 事 業	鮭 川 （ 佐 渡 ） 地 区	令 和 3 年 3 月 15 日

山形県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日
令和3年3月23日

山形県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日
令和3年3月23日

山形県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月2日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所
最上郡戸沢村大字角川字元屋敷931-1、1891-1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字元屋敷1891-1（次の図に示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年4月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班は小班分造から同 まで	旧	12.5メートル } 8.0	60メートル
同 上	新	30.0メートル } 10.5	同上

山形県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年4月2日から同月16日まで縦覧に供する。
 令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班は小班分造から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月2日

山形県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年4月2日から同月16日まで縦覧に供する。
 令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市温海字温海577番1から 同 568番15まで	旧	134.7メートル ） 13.6	メートル 134
同 上	新	134.7メートル ） 13.6	同 上

山形県告示第290号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。
 令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第3条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
マリンパーク鼠ヶ関	条例第3条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき 700円
	条例第3条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき 70円

(2) 海浜公園の施設を使用する場合の利用料金

施 設	期 間 等	単 位	利用料金
マリンパーク鼠ヶ関	7月1日から8月31日までの午前8時から午後5時まで	1日1回につき	800円
		1回につき	100円

2 適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第291号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
令和3年3月18日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
榎 欣也 第5117号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和3年8月2日まで縦覧に供する。

令和3年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジェイマルエー鶴岡南店
鶴岡市伊勢横内字畑福123番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マルエーうちや 秋田県秋田市泉北二丁目4番23号
代表取締役社長 海風 正一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年11月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,206平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 130台
 - (2) 駐輪場の収容台数 37台
 - (3) 荷さばき施設の面積 235平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで及び午後10時30分から翌午前6時まで
- 7 届出年月日
令和3年3月18日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見